

別表1

第1 事業内容	第2 応募団体	第3 補助対象経費の範囲	第4 補助率
コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業として、次の1の取組（新たな販路を開拓するものであり、かつ、戦略的輸出事業者が品目団体及び輸出支援プラットフォーム（設置されている国・地域における取組の場合に限る。）と連携するものに限る。）及び2の取組に対し、支援を行う。 1 戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーションの推進 農林水産物・食品輸出プロジェクト（以下「GFP」という。）に登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーション（コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業実施要領（令和3年1月28日2政統第1929号農林水産省政策統括官通知）第3の1（1）に規定する取組を除く。）を推進する。 2 海外需要に応える環境整備のための実証 予定外の大口海外需要に対応できずに需要確保の機会を逸しないよう、戦略的輸出事業者が新たな戦略的輸出基地（産地）等とつながり、日本産米の商流を確保するための環境整備に係る実証の取組を実施する。	次の（1）又は（2）に掲げるコメ・コメ加工品の戦略的な輸出促進に全国規模で取り組む団体 （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会又は独立行政法人 （2）法人格を有しない任意団体	旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、人件費、輸送費、機器・備品費、借上げ費並びにその他経費	定額（ただし、第3の機器・備品費及び借上げ費にあっては1/2以内） 定額（ただし、第3の機器・備品費及び借上げ費にあっては1/2以内）